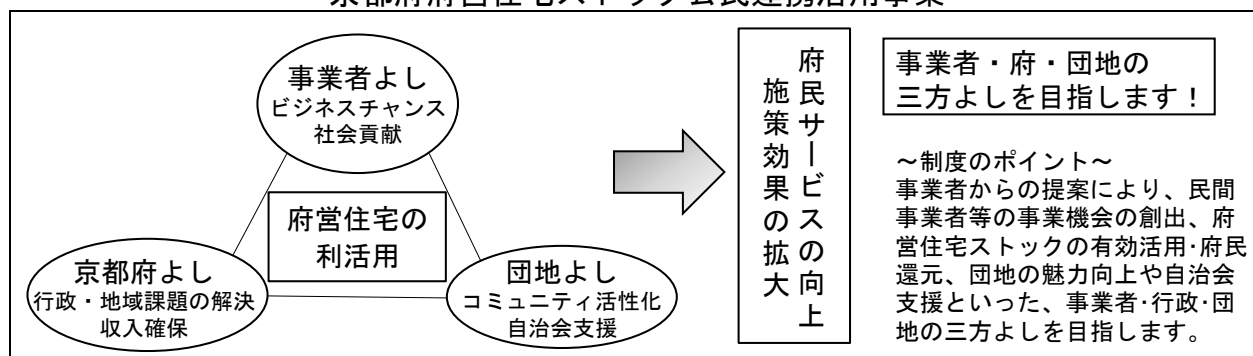


府営住宅を利活用してみませんか？

～行政・地域課題の解決に取り組む活動の場を提供します！～

自社のノウハウを活かせば府に代わってサービスを提供できる！自分のアイデアでもっと利活用できる！そんな皆さんの思いを、ぜひご提案ください。協議が整えば、事業化へ。まずはご相談ください。

京都府府営住宅ストック公民連携活用事業



■ 事業目的

府営住宅空き住戸等の利活用について、民間事業者等から提案を募り、子育て支援、地域活性化、産業成長等の公益性のある利用に供することにより、収入確保をはじめ府有資産の有効活用や団地コミュニティの活性化、ひいては府民サービスの向上・施策効果の拡大を図る。

■ 対象者 提案の実施主体となる意思と能力がある者

⇒民間事業者、市町村、NPO、各種団体など、法人・個人、営利・非営利を問わず応募可。

■ 募集する提案内容

- ① 府民サービスの向上・施策効果の拡大に資する公益的な利活用 ⇒詳細は裏面
- ② 団地自治会が行う諸活動への協力

■ 活用できる府営住宅ストック

概ね2年以上の長期間応募がない空き住戸等 52 団地 726 戸 (EV なし住戸:531 戸) R4.3 月末時点
※団地入居者の日常生活に支障がないこと、団地自治会と事前協議することなどを活用要件としています。



【中層耐火タイプ(3～5階)】



【簡易耐火2階建タイプ】

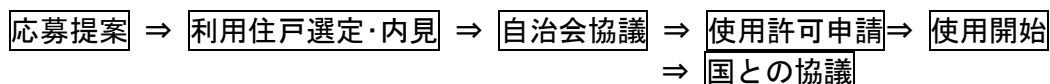
■ 使用できる用途

利活用の目的	利活用イメージ
①子育て支援	ひとり親家庭向けシェアハウス、育児シェアハウス、子ども・若者の居場所づくり（子ども食堂、学習の場、遊びの場）等
②まちづくりの推進、地域の活性化	地域活性化起業人・地域おこし協力隊向け住宅、若者（学生・社会人）シェアハウス等
③産業成長・人材確保支援	従業員向け住宅、起業家シェアハウス、ルームファーム（果物工場等）、若手芸術家向けアトリエ兼住宅等
④団地コミュニティ活性化・入居者支援	コレクティブハウス、新鮮野菜の移動販売等 ※コレクティブハウス…コミュニティ型賃貸住宅
⑤高齢者等の生活支援、府民福祉の向上	見守りサービス付き高齢単身者シェアハウス、就職サポート付き離職者向け住宅
⑥その他	ウィズコロナ時代を見据えたテレワーク施設等

■ 事業者の費用負担等

- ・ 住戸使用料（月額）は概ね 6,500～28,000 円程度
（建設年度が新しい棟は 30,000～75,000 円程度）。
※営利目的であれば、使用料 5 倍としております（京都府財産使用料条例別表）
- ・ 自治会費、共益費及び光熱水費等の必要諸経費は、ご負担いただきます。
- ・ 使用許可物件は、現状有姿での使用許可となりますが、自身のご負担で物件の改修や物品の調達を行っていただくことは可能です。

■ 手続の流れ 応募は随時受け付けます。



※行政財産目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）の手続きとなります。

- **使用許可期間** 使用初年度は、許可日から年度末までの 1 年以内
次年度以降は、資格・許可・取消要件を確認し、年度単位で更新

- **事業開始日** 令和 5 年 1 月 1 9 日

◎お問い合わせ窓口

京都府建設交通部住宅課 075-414-5366



詳しくは下記 HP から「京都府府営住宅ストック公民連携活用事業実施要領」をご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/news/press/2023/1/2022-stock-bosyuu.html>